

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
評議員会議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 定款の変更及び評議員会運営規程の改正について

会計監査人を設置するため、定款の所要の変更及び評議員会運営規程の所要の改正を行うこと。

第2号議案 会計監査人の選任について

当財団の会計監査人として、以下の者を選任すること。

仰星監査法人

2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

尾縣 貢

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和5年9月15日（金）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

尾縣 貢

令和5年9月8日、会長 尾縣貢 が評議員の全員に対して、書面により評議員会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和5年9月15日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び当財団定款第20条の規定に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和5年9月15日

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団